平成２６年（フ）第１９３号
長野市中御所３丁目15番７－201号　ドルフィン中御所
債務者　上村　英介
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
長野県中野市大字上今井2797番地の１
債務者　山口　和也
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
長野市篠ノ井布施五明47番地２
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
長野市大字長野字新町2398番地　ソレイユ城山102号
債務者　左治木やや（旧名靖）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
広島県福山市駅家町大字法成寺1347番地１
シャトラン駅家Ｂ103
債務者　西屋　純一（旧姓深迫）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２４１号
広島県福山市神辺町字道上2462番地５
債務者　石橋　　眞
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６５９号
熊本県上天草市大矢野町登立14132番地１
ＥＬヴィレッジ大矢野Ｄ－３、前住所熊本県天草市浜崎町５番６号
債務者　宇土　貴裕
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６９１号
熊本県合志市須屋287番地24
債務者　宮坂　禎子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５６号
千葉県松戸市三ケ月1494番地　三ケ月マンション301号
債務者　坂本　慶虎
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５５７号
千葉県松戸市三ケ月1494番地　三ケ月マンション301号
債務者　坂本　晴美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５８４号
千葉県松戸市河原塚394番地　エコトピア壱番館105号
債務者　栗原　　賢
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５９７号
千葉県我孫子市布佐2764－３　サクレッドプレイス１－101号、住民票上の住所千葉県印西市原２丁目１番地Ａ棟614号
債務者　小暮由香利
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６１１号
千葉県松戸市日暮３丁目７番地の１　グレースピア弐番館302号
債務者　飯島　一晶
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８２号
石川県小松市幸町１丁目21番地　クレストコート216号室、従前の住所石川県白山市宮永町342番地３　パール・ウィルモアⅡ－102号室
債務者　河村　茂明
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第６７７号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目６番13―203号
債務者　上田　真司
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７００号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目４番21―304号
債務者　水木　正和
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７０１号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目４番21―304号
債務者　水木　輝子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係